

平成26年 3月 7日

お客様各位

羽後交通株式会社

消費税率引上げに伴う乗合バス（路線バス）の運賃改定について

弊社では、平成25年12月10日付で、国土交通大臣に一般路線バス運賃の消費税率引上げに伴う運賃改定申請を行い、平成26年3月4日付で認可をいただきましたのでお知らせいたします。

認可概要は下記のとおりです。

記

- (1) 申請日 平成25年12月10日
- (2) 認可日 平成26年 3月 4日
- (3) 運賃改定実施日 平成26年 4月 1日
- (4) 改定上限運賃の平均改定率 2.857%
- (5) 現行・改定運賃比較

①対キロ区間制（初乗り運賃）

大人普通片道運賃 現行150円 → 改定160円

②賃率区間の認可運賃

現行運賃	改定運賃
150円	160円 (+10円)
160円 ~ 520円	+10円
530円 ~ 870円	+20円
880円 ~ 1,220円	+30円
1,230円 ~ 1,570円	+40円
1,580円 ~ 1,920円	+50円
1,930円 ~	+60円

現行運賃に108/105を乗じ、10円未満の端数を四捨五入にて算出。

③定期券運賃

上記②により算出した改定普通運賃を基準運賃額として、制度通達に基づく定期券運賃の計算方法により改定定期券運賃額を算出。(10円未満の端数を四捨五入)

平成26年4月1日以降の通用期間を平成26年3月31日までに購入の場合、定期券運賃額は現行通りになります。

④回数券運賃

既設の回数券は平成26年4月1日の消費税率改定後も継続して利用可能です。

普通回数券の各券種の内容・割引率・販売額に変更はありません。

⑤営業割引運賃等

ゴールドフリー定期券・フリー定期券(横手・太曲・本荘)・本荘矢島線限定通学定期券に関しては、平成26年4月1日改定後も内容・販売額に変更はありません。

⑥払戻し手数料

平成26年4月1日以降の払戻し手数料は以下のとおりとなります。

定期券払戻し手数料 現行500円 → 改定520円

回数券払戻し手数料 現行200円 → 改定210円

その他、詳細な改定内容につきましては、各営業所へお問合せください。

今後とも変わらぬご愛顧をお願いいたします。